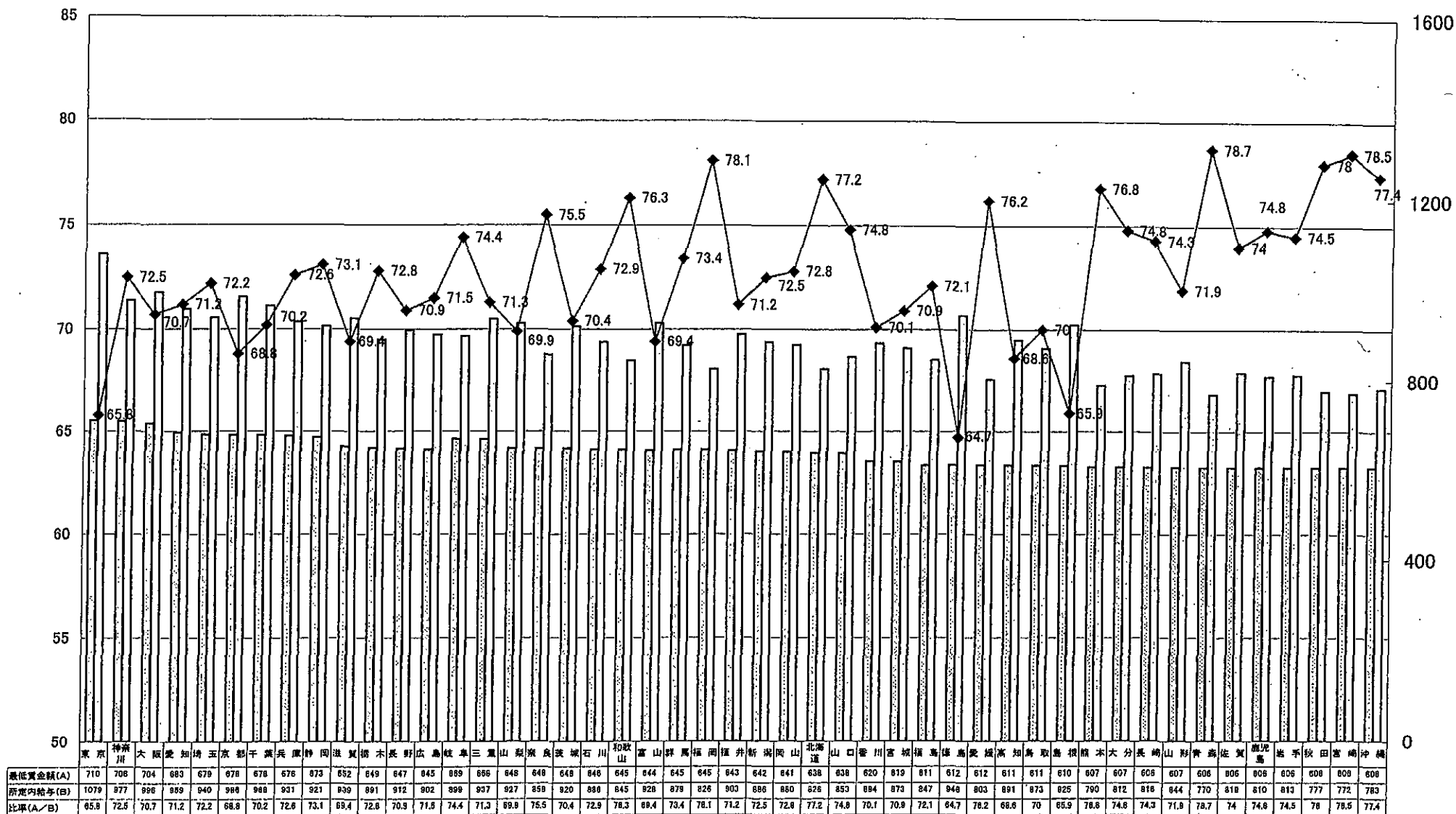


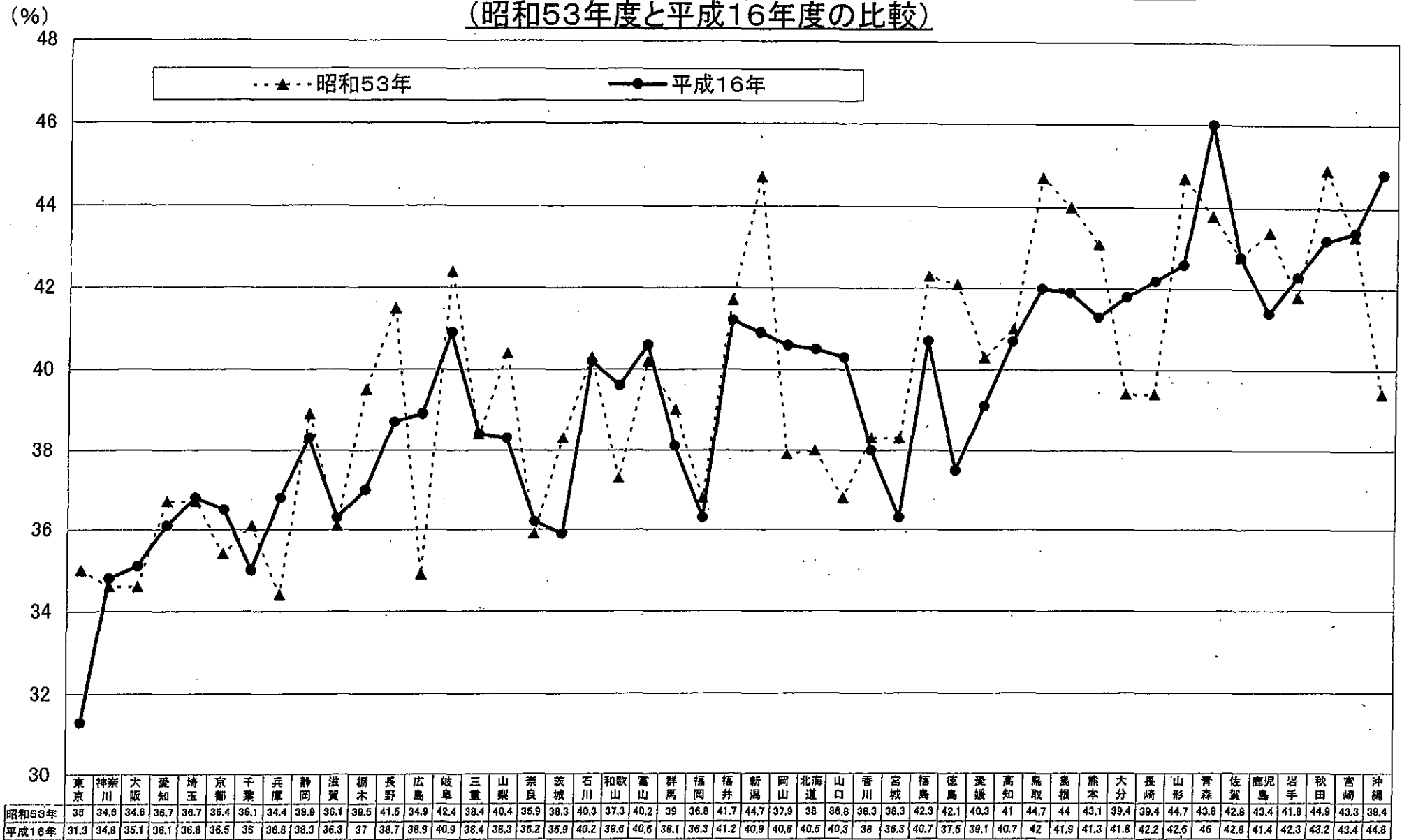
(%)

(四)



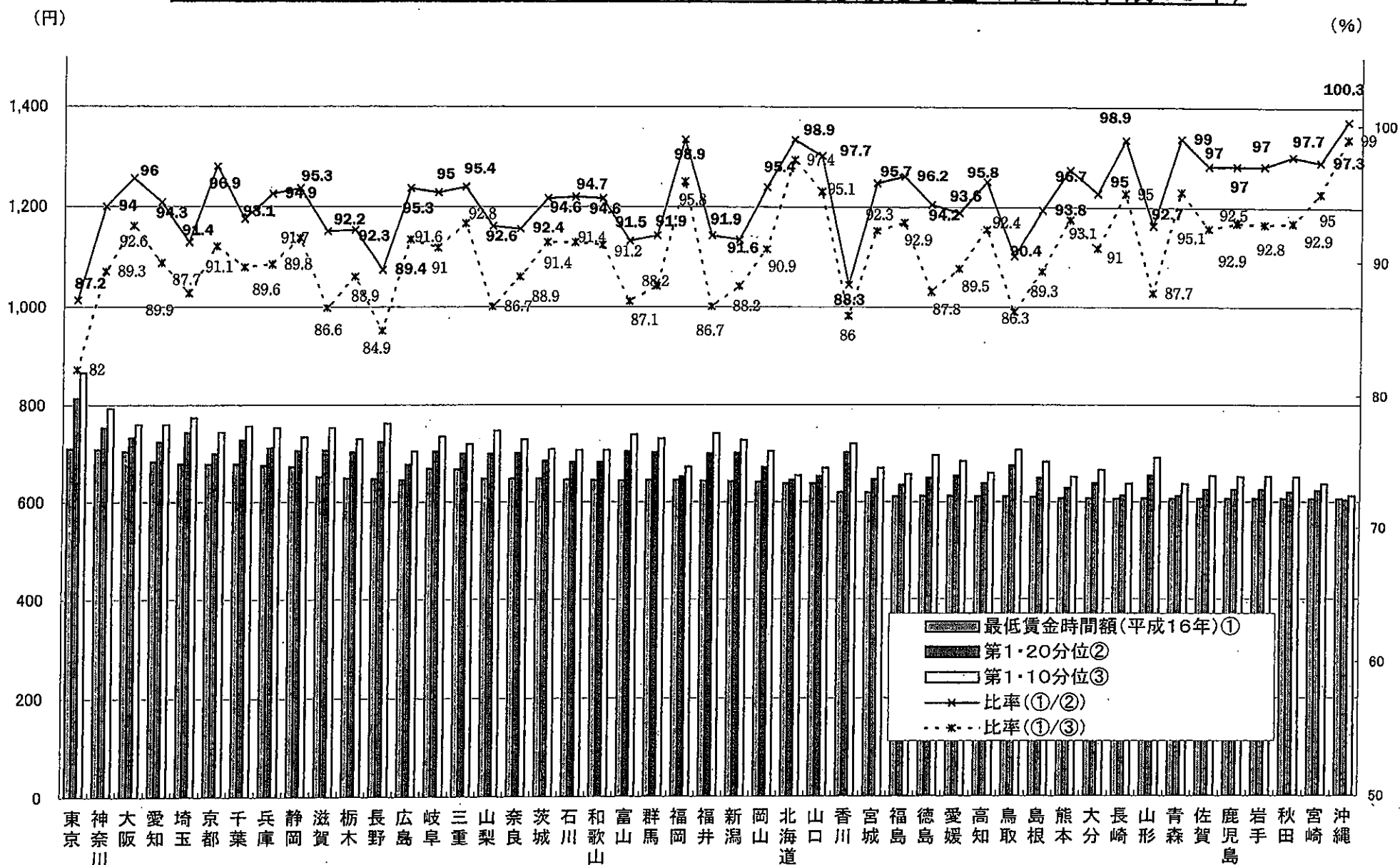
各都道府県の最低賃金額を企業規模10人以上の1時間当たりの所定内給与(パートタイム労働者、厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成16年)」で割ったものである。

都道府県別地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率(一般労働者)(%)
(昭和53年度と平成16年度の比較)



所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間で割ったものである。

所定内給与の第1・10分位と第1・20分位に対する最低賃金の比率(平成16年)

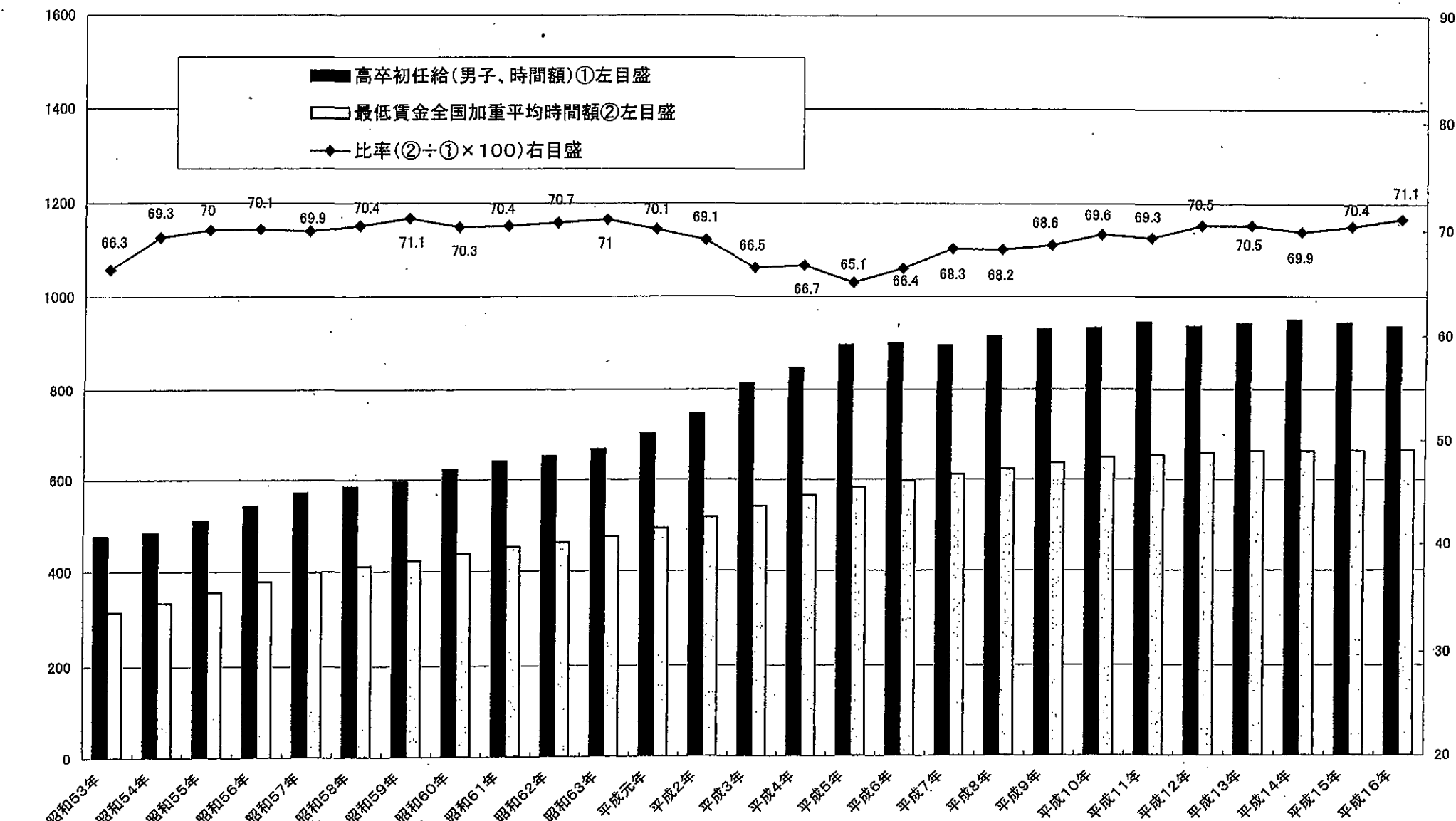


資料出所:厚生労働省「平成16年最低賃金に関する基礎調査」

(円)

最低賃金の高卒初任給(男子、時間額)に対する比率の推移

(%)



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

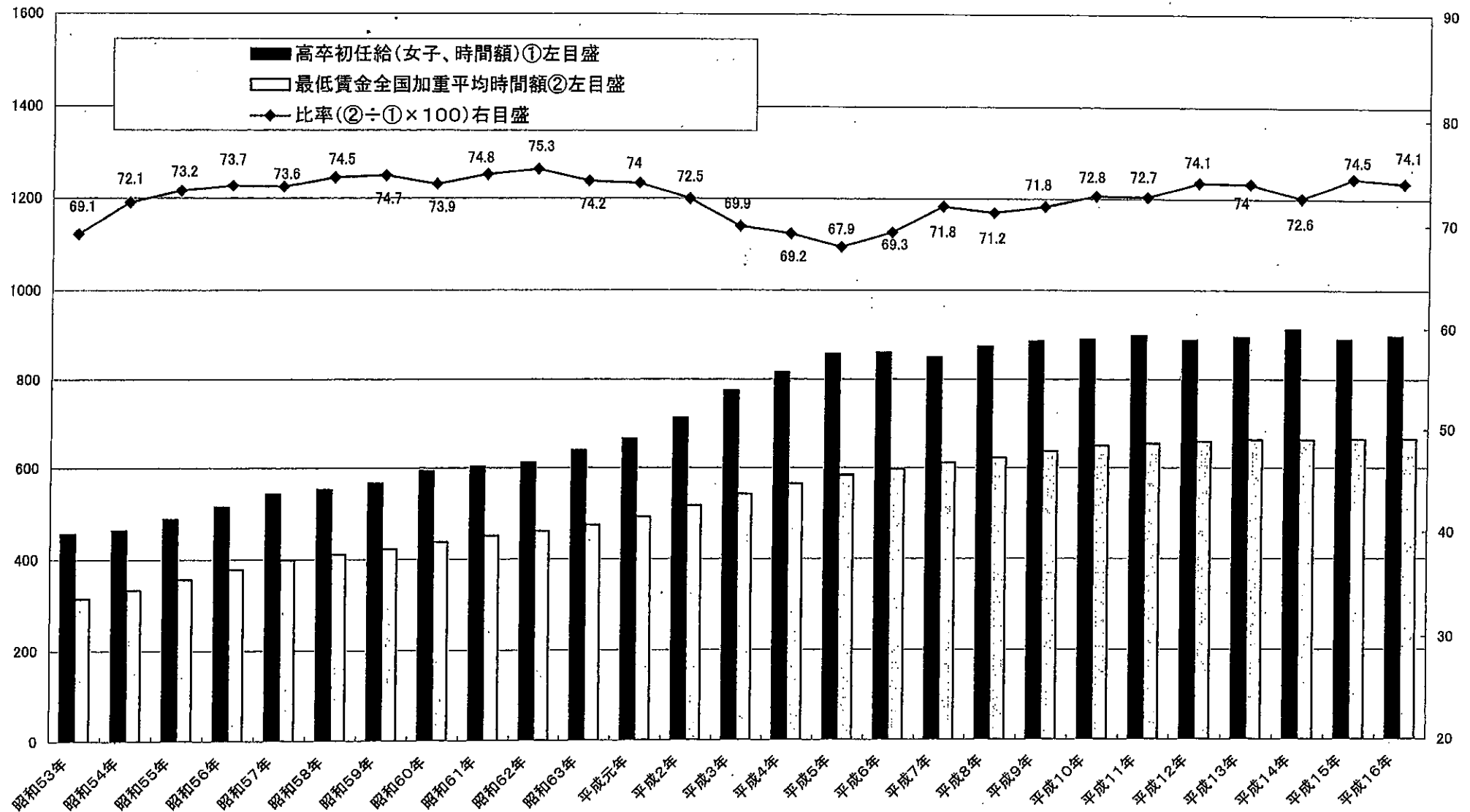
(注)・企業規模10人以上、パートを含まない一般労働者の集計。

・高卒初任給(男子、時間額)は高卒初任給(男子、月額)を一般労働者の所定内実労働時間(男子)で除して計算した。

(円)

最低賃金の高卒初任給(女子、時間額)に対する比率の推移

(%)



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注)・企業規模10人以上、パートを含まない一般労働者の集計。

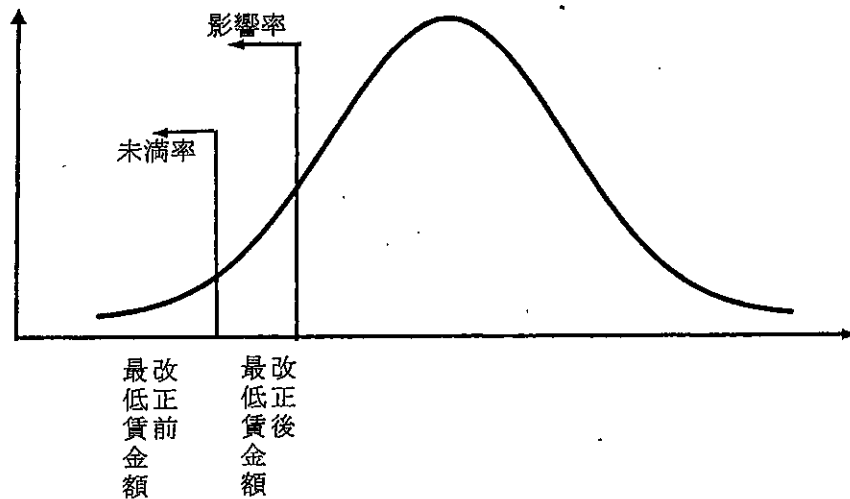
・高卒初任給(女子、時間額)は高卒初任給(女子、月額)を一般労働者の所定内実労働時間(女子)で除して計算した。

地域別最低賃金の未満率と影響率の推移①

（「賃金構造基本統計調査特別集計」）

- 1 未満率とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 影響率とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

未満率及び影響率

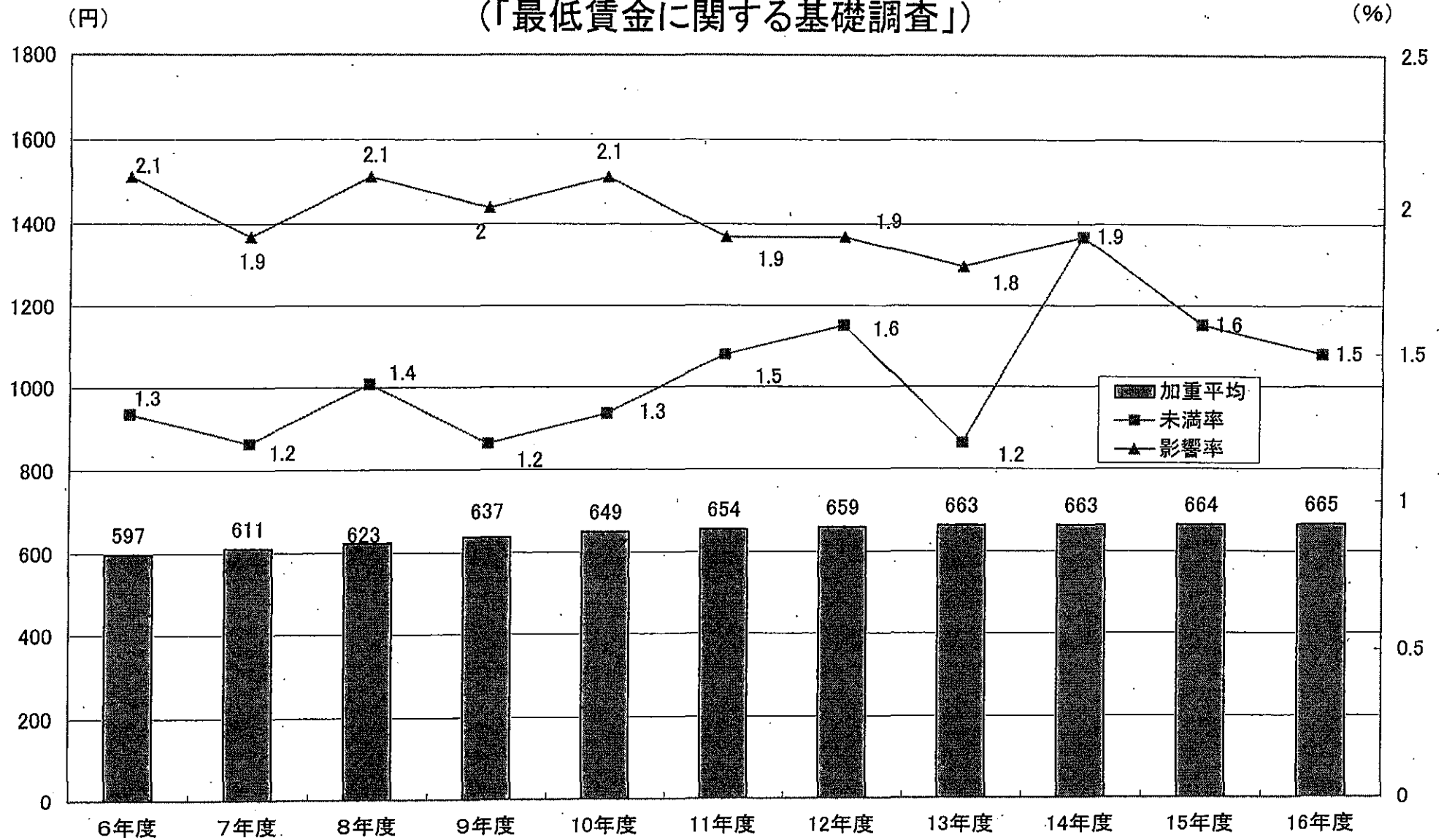
（単位：％）

	13年	14年	15年	16年
未満率	1.0	1.1	1.0	1.1
影響率	1.3	1.2	1.0	1.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

注) 事業所規模5人以上

地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移②
(「最低賃金に関する基礎調査」)



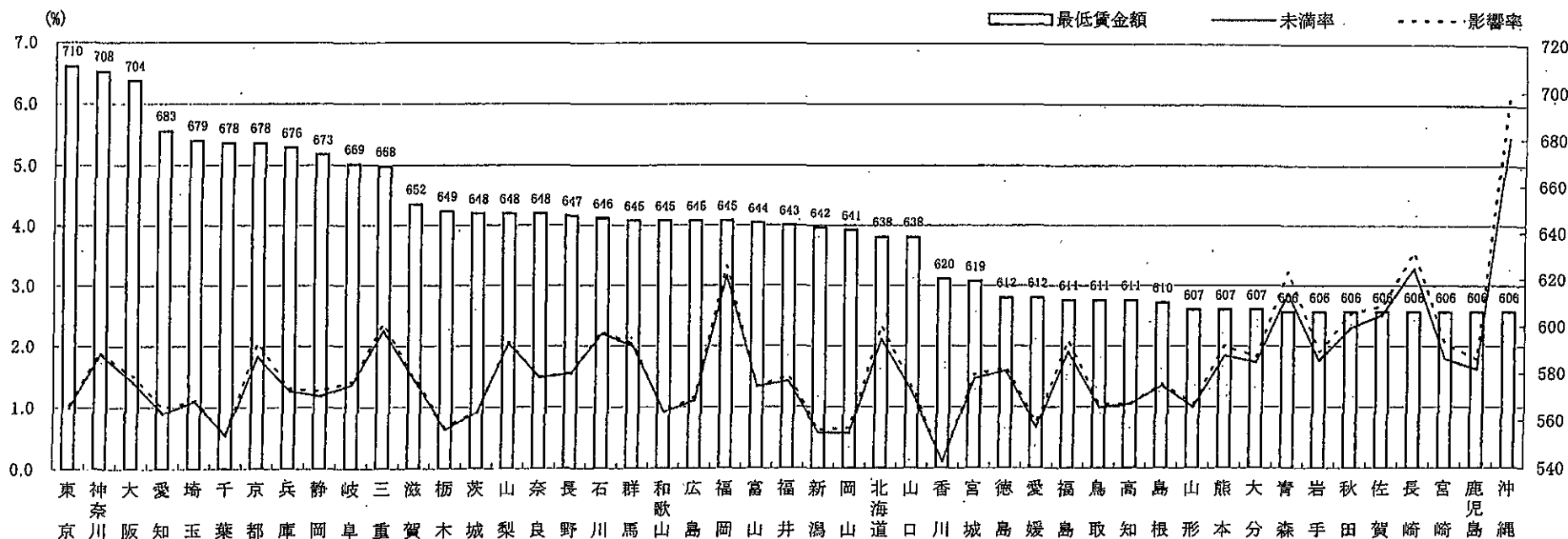
1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 未満率・影響率は、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」によるもの(事業所規模30人未満(製造業は100人未満))

都道府県別地域別最低賃金の未満率と影響率(平成16年度)

未満率(全国平均) 1.5%

影響率(全国平均) 1.5%



	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	岐阜	三重	滋賀	栃木	茨城	山梨	奈良	長野	石川	群馬	和歌山	広島	福岡	富山	福井	新潟	岡山	北海道	山口	香川	宮城	徳島	愛媛	福岡	鳥取	高知	島根	山形	熊本	大分	青森	岩手	秋田	佐賀	長崎	宮崎	鹿児島	沖縄	全国平均
未満率	1.0	1.9	1.4	0.9	1.1	0.5	1.8	1.3	1.2	1.4	2.3	1.4	0.6	0.9	2.0	1.5	1.5	2.2	2.0	0.9	1.1	3.2	1.3	1.4	0.6	0.6	2.1	1.2	0.1	1.5	1.6	0.7	1.9	1.0	1.1	1.3	1.0	1.8	1.7	2.9	1.8	2.3	2.5	3.3	1.8	1.6	5.5	1.5
影響率	1.1	1.9	1.5	1.0	1.1	0.6	2.0	1.3	1.3	1.4	2.4	1.5	0.7	0.9	2.1	1.5	1.6	2.2	2.0	0.9	1.2	3.3	1.3	1.5	0.6	0.7	2.3	1.3	0.1	1.5	1.6	0.7	2.1	1.0	1.1	1.4	1.1	2.0	1.8	3.2	1.9	2.5	2.7	3.5	2.1	1.8	6.2	1.5

資料出所 厚生労働省「平成16年度最低賃金に関する基礎調査」

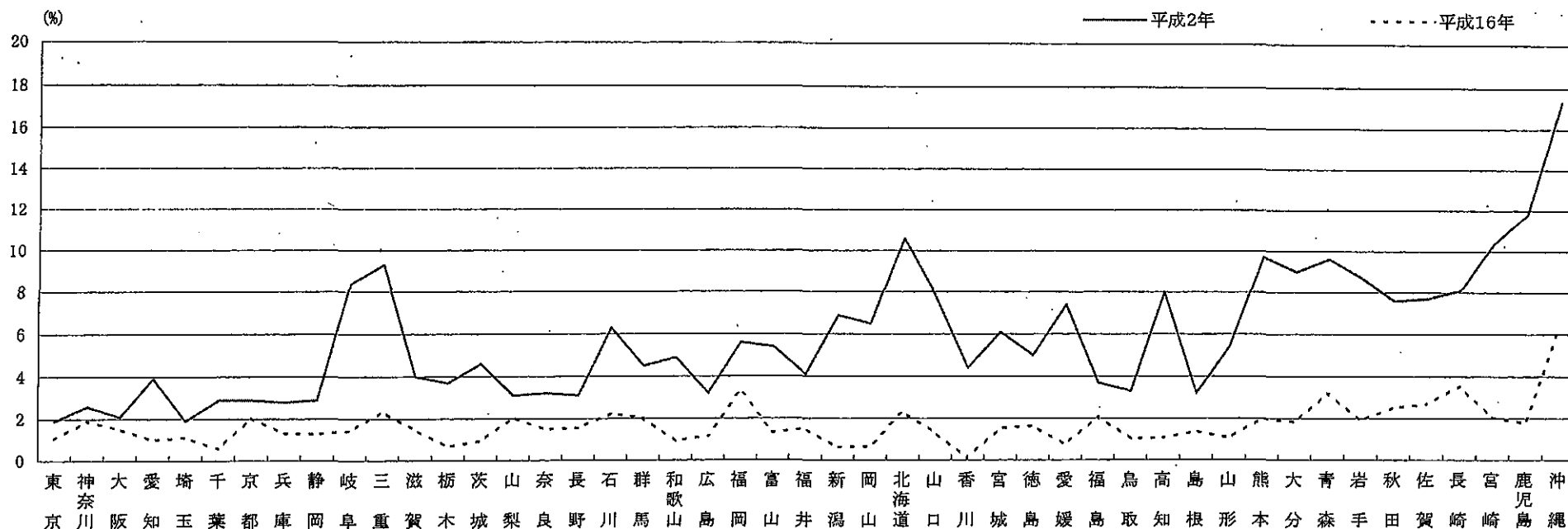
(注) 未満率・影響率の全国平均は加重平均値である。

地域別最低賃金の影響率の比較(平成2年度及び平成16年度)

全国・都道府県別影響率

平成2年度(全国平均) 4.5%

平成16年度(全国平均) 1.5%



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成16年度)

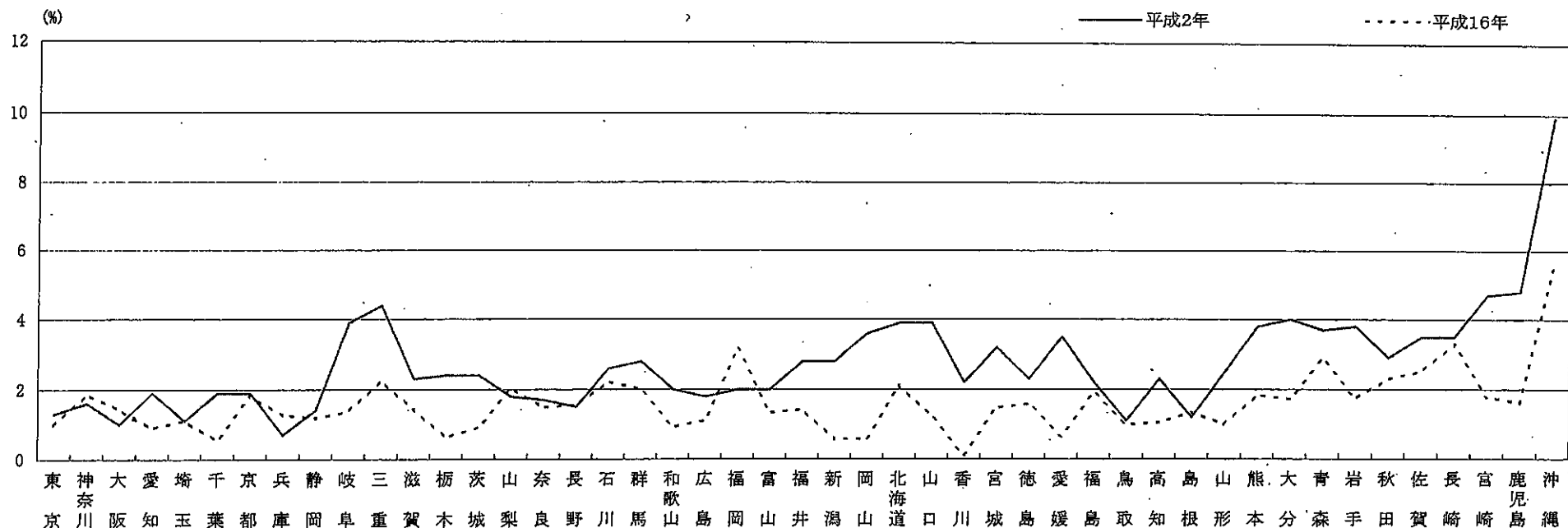
(注) 全国平均は加重平均値である。

地域別最低賃金の未満率の比較(平成2年度及び平成16年度)

全国・都道府県別未満率

平成2年度(全国平均) 2.1%

平成16年度(全国平均) 1.5%



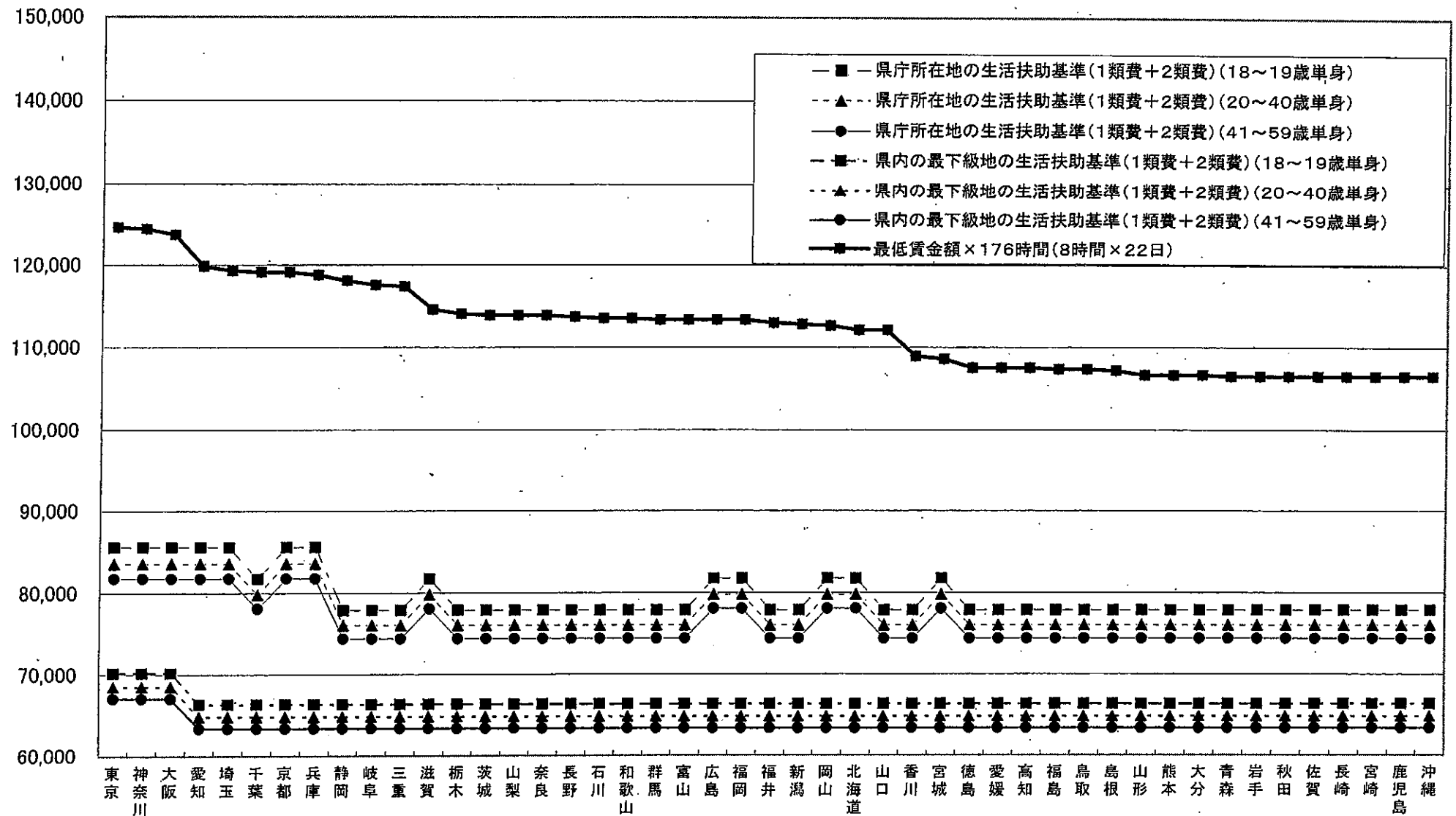
	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	岐阜	三重	滋賀	栃木	茨城	山梨	奈良	長野	石川	群馬	和歌山	広島	福岡	富山	福井	新潟	岡山	北海道	山口	香川	宮城	徳島	愛媛	福岡	鳥取	高知	島根	山形	熊本	大分	青森	岩手	秋田	佐賀	長崎	宮崎	鹿児島	沖縄	全国平均
平成2年	1.3	1.6	1.0	1.9	1.1	1.9	1.9	0.7	1.4	3.9	4.4	2.3	2.4	2.4	1.8	1.7	1.5	2.6	2.8	2.0	1.8	2.0	2.0	2.8	2.8	3.6	3.9	3.9	2.2	3.2	2.3	3.5	2.2	1.1	2.3	1.2	2.5	3.8	4.0	3.7	3.8	2.9	3.5	3.5	4.7	4.8	9.9	2.1
平成16年	1.0	1.9	1.4	0.9	1.1	0.5	1.8	1.3	1.2	1.4	2.3	1.4	0.6	0.9	2.0	1.5	1.5	2.2	2.0	0.9	1.1	3.2	1.3	1.4	0.6	0.6	2.1	1.2	0.1	1.5	1.6	0.7	1.9	1.0	1.1	1.3	1.0	1.8	1.7	2.9	1.8	2.3	2.5	3.3	1.8	1.6	5.5	1.5

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成16年度)

(注) 全国平均は加重平均値である。

生活保護(生活扶助基準1類費+2類費)と最低賃金

単位:円

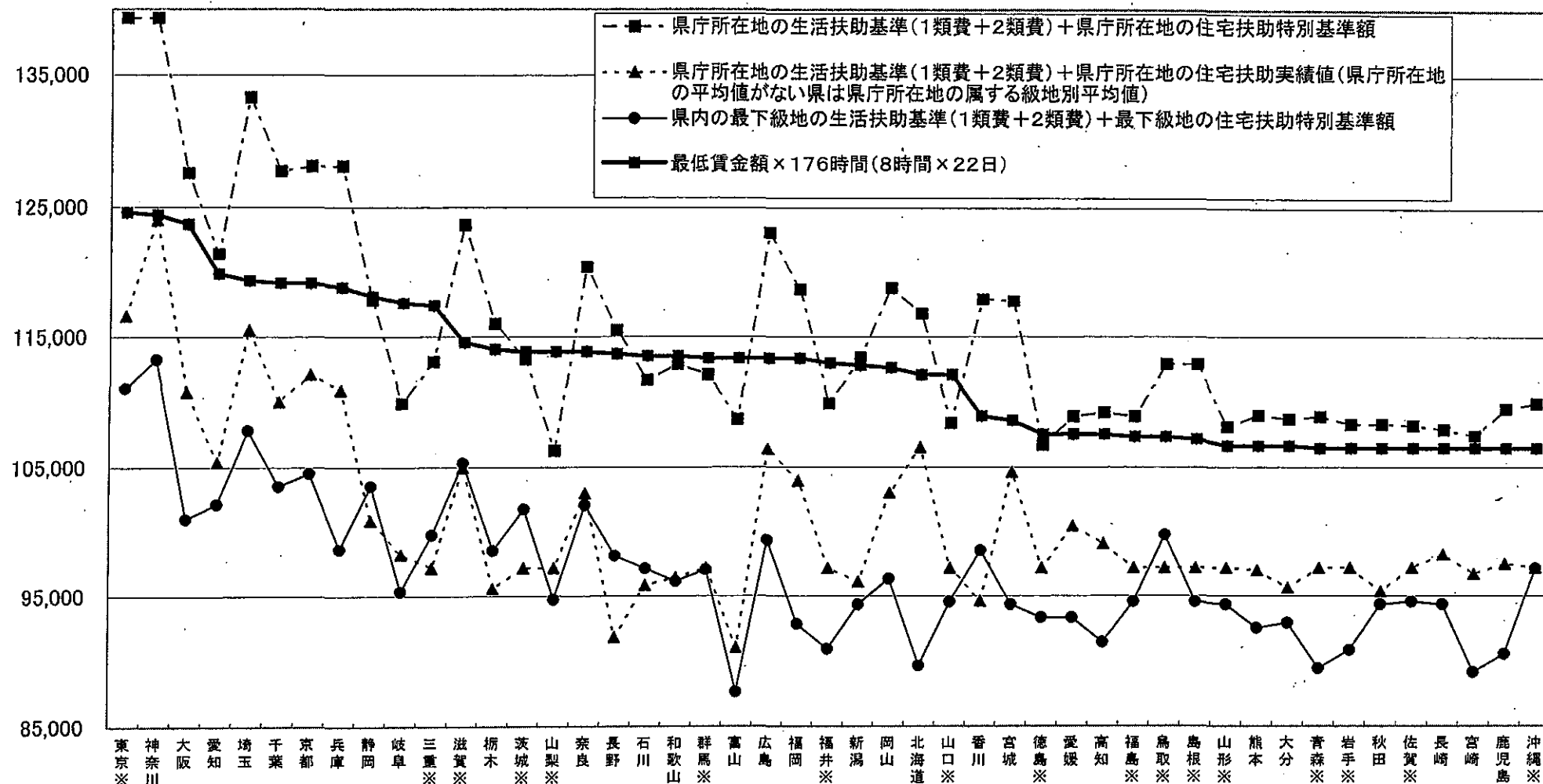


(注1)生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算

(注2)データは平成15年度のもの

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費)+住宅扶助(特別基準額又は実績値))と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費)は18~19歳単身である。

注2)▲の住宅扶助の平均値については、※がついていない都道府県は県庁所在地の平均値を、※がついている都道府県は県庁所在地の属する窮地の平均値を用いて算出。

注3)生活扶助基準額には冬期加算を含めて計算。

注4)データは平成15年度のもの

産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数(平成17年3月現在)

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
食料品・飲料製造業関係	7	4	163
繊維工業関係	9	20	311
木材・木製品製造業関係	1	0.4	9
家具・装備品製造業関係	1	1	18
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	3	207
印刷・同関連産業関係	2	16	143
塗料製造業関係	4	2	75
ゴム製品製造業関係	1	2	65
窯業・土石製品製造業関係	5	21	282
鉄鋼業関係	23	37	1,727
非鉄金属製造業関係	9	11	457
金属製品製造業関係	6	16	363
一般機械器具製造業関係	27	329	5,837
電気機械器具製造業等関係	46	366	14,553
輸送用機械器具製造業関係	34	198	8,479
精密機械器具製造業関係	10	17	442
新聞業・出版業関係	2	29	553
各種商品小売業関係	32	45	4,761
自動車小売業関係	23	265	2,434
自動車整備業関係	1	10	37
道路貨物運送業関係	1	2	15
製造業合計	188	1,044	33,131
非製造業合計	59	351	7,800
新産業別最低賃金別合計	247	1,395	40,931
従来 of 産業別最低賃金	3	9	37
新+従来総合計	250	1,404	40,969

1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 適用使用者数及び労働者数は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。